

第 7 期
(第4四半期)

計 算 書 類

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日

埼玉県 川越市 脇田本町 13番22号

株式会社 川越学校給食サービス

貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(407,119,092)	流動負債	(126,831,439)
現金及び預金	62,360,709	未払費用	125,330,939
売掛金	125,643,236	未払法人税等	305,900
割賦売掛金	218,498,922	未払消費税等	1,194,600
前払費用	616,225		
		固定負債	(240,242,002)
		長期借入金	224,594,474
		長期未払消費税等	15,513,746
		繰延税金負債	133,782
固定資産	(9,892)	負債の部合計	367,073,441
投資その他の資産	9,892	純資産の部	
繰延税金資産	9,892	株主資本	(40,055,543)
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	(10,055,543)
		その他利益剰余金	(10,055,543)
		繰越利益剰余金	10,055,543
		純資産の部合計	40,055,543
資産の部合計	407,128,984	負債及び純資産の部合計	407,128,984

損益計算書

(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額
I 売上高	459,430,090
II 売上原価	446,582,029
売上総利益(△損失)	12,848,061
III 販売費及び一般管理費	8,219,529
営業利益(△損失)	4,628,532
IV 営業外収益	
受取利息	683
V 営業外費用	
支払利息	2,217,458
経常利益(△損失)	2,411,757
税引前当期純利益(△損失)	2,411,757
法人税、住民税及び事業税	707,502
法人税等調整額	△ 5,495
当期純利益(△損失)	1,709,750

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30,000,000	7,798,708	7,798,708	37,798,708	37,798,708
会計方針等の変更による 累積的影響額		547,085	547,085	547,085	547,085
会計方針等の変更を反映 した当期首残高	30,000,000	8,345,793	8,345,793	38,345,793	38,345,793
当期変動額					
当期純利益(△損失)		1,709,750	1,709,750	1,709,750	1,709,750
当期変動額合計	-	1,709,750	1,709,750	1,709,750	1,709,750
当期末残高	30,000,000	10,055,543	10,055,543	40,055,543	40,055,543

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産

2. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

また、施設の維持管理及び運営に係る収益は、主に施設の保守及び運営であり、顧客との保守及び運営契約に基づいて保守及び運営サービスを提供する履行義務を負っている。当該保守及び運営契約は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識している。

3. 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

税抜方式によっている。

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これにより、従来は施設整備の収益認識について割賦基準により売上高を計上していたが、引渡しに伴い完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、利益剰余金の当期首残高は547,085円増加しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末日における発行済株式の数	普通株式	600	株
--------------------	------	-----	---

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	66,759	円	24	銭
--------------	--------	---	----	---

2. 1株当たり当期純利益	2,849	円	58	銭
---------------	-------	---	----	---

附 属 明 細 書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科目	金額	
通信交通費	1,818	
保険料	1,475,404	
租税公課	11,777	
業務委託費	6,730,530	
販売費及び一般管理費		8,219,529

附属明細書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
通信交通費	1,818	
保険料	1,475,404	
租税公課	11,777	
業務委託費	6,730,530	
計	8,219,529	

独立監査人の監査報告書

令和4年 5月17日

株式会社川越学校給食サービス
取締役会 御中

公認会計士共同事務所日比谷パートナーズ
神奈川県藤沢市
公認会計士

成川 毅

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、株式会社川越学校給食サービスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場

から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上